

第1章 男女共同参画をめぐる動向

1 男女共同参画をめぐる国・県の動向

国においては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が、また静岡県においては、令和3(2021)年2月に「第3次静岡県男女共同参画基本計画」がそれぞれ策定されました。

【国】 第5次男女共同参画基本計画の目指す社会

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会。
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会。
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会。
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会。

【静岡県】 第3次静岡県男女共同参画基本計画の基本目標と目指す社会

(基本目標)「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」

- ・男女共同参画やジェンダー平等の意識が定着し、性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルを選択できる社会。
- ・誰もがお互いの人権を尊重し、健康で、安心して生活できる社会。
- ・誰もが子育てや介護をしながら働き続けられ、地域社会においても活躍できる社会。
- ・性別に関わりなく、あらゆる分野で自分の個性や能力を発揮でき、その成果を認め合うことができる社会。

【最近の動き】

平成26年(2014年) 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行
DVに関して、配偶者だけでなく、生活の本拠と共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

平成28年(2016年) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
10年間の時限立法として、労働者301人以上(令和元(2019)年改正により平成4(2022)年4月からは101人以上)を常時雇用する事業主や地方公共団体に、女性活躍に関し自らの行動計画の策定と公表が義務づけられました。

平成30年(2018年) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指し施行されました。

令和3年「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(2021年)改正、事業主に対し育児休業の個別の周知・意思確認の義務付け、男性版産休(出生時育児休業)が新設されました。令和4(2022)年4月1日より段階的に施行。

2 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の人々の生命や生活、経済や社会に大きな影響を与えました。日本においては、雇用や生活面において女性に特に強い影響を与え、格差拡大に懸念が広がっています。

女性の非正規雇用労働者の失業や、自殺者数の増加など深刻な影響が明らかとなり、平時においてジェンダー平等が進んでいなかったことが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で顕在化しました。

また、コロナ禍により働き方に変化が生じ、オンラインの活用が急拡大したことで自宅にいる時間が増加したことも起因して女性の家事・育児・介護の負担感の増加も懸念されています。

他方で、テレワークは、場所を選ばない柔軟な働き方を可能にする勤務形態です。テレワークの普及により地方移住への関心も高まる中、地方の経済活性化のチャンスともなり得るとともに、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す良い機会と言えます。

現状を、社会の根底にある固定的な性別役割分担意識や制度等を見直す好機ととらえ、今後、男性の家事・育児等への積極的な参画を促し、ジェンダーに配慮した施策の実現が必要です。

市内事業所におけるテレワークの普及率

コロナ禍の令和2(2020)年10月から11月にかけて行われた「令和2年度第六次富士市総合計画策定に係るアンケート調査」において、市内事業所に対しテレワークの普及調査をしたところ、「本格導入」と「利活用している」を合わせた割合は、20%でした。

3 本市のこれまでの取組

